

「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく

大規模行為届出の手引

令和6年3月



目

次

1	大規模行為届出制度	1
	(1) 届出の対象行為	
	(2) 届出の対象面積	
	(3) 届出事項	
	(4) 届出書の提出	
	(5) 届出書の審査	
	(6) 大規模行為の着手及び完了	
	(7) 事務処理の流れ	
2	大規模行為届出書 関係様式	4
	(1) 大規模行為届出書様式	
	(2) 大規模行為届出書添付図書	
	(3) 植栽計画書様式	
	(4) 着手（完了）届様式	
3	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（抄）	10
4	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（抄）	12
5	愛知県自然環境保全地域の許可、届出等及び大規模な宅地の造成等の規制に関する事務取扱要領（抄）	14
6	大規模な宅地の造成等の規制に関する解釈及び留意事項	24
	(1) 届出の要否について	
	(2) 緑地の確保について	
	(3) その他	

1 大規模行為届出制度

愛知県では、昭和 48 年に「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、この条例に基づき「大規模行為届出制度」が発足しました。

この制度は、一定の開発行為に対して、事業者へ届出（国の機関又は地方公共団体が行う場合には通知）を義務付け、自然環境の保全と緑地の確保について事前に審査するものです。

参照 [条例第 31 条、第 64 条=10・11 頁]

(1) 届出の対象行為

届出をしなければならない行為は、次の 6 種類です。

- ① 宅地の造成 ② 土地の開墾 ③ 鉱物の掘採
- ④ 土石の採取 ⑤ 水面の埋立 ⑥ 水面の干拓

「宅地の造成」とは、宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質を変更する行為をいい、土地区画整理事業やゴルフ場の造成、太陽光発電施設設置事業なども含まれますが、その行為が道路・公園・鉄道・砂防施設などの公共の用に供される一定の施設を目的としたものは除かれます。

「土地の開墾」とは農用地以外の土地を農用地に造成する事業をいいます。

「水面の埋立・干拓」における水面とは、自然現象により社会通念上、常時水に覆われている陸域の水面のことで、海面や季節的に水に覆われる農業用排水路などは含まれません。

参照 [自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 28 条=12 頁、愛知県自然環境保全地域の許可、届出等及び大規模な宅地の造成等の規制に関する事務取扱要領（以下「要領」という。）第 44=14 頁]

(2) 届出の対象面積

上記の 6 種類の行為で、その行為に係る土地の区域の面積（=全体行為面積）が 1 ヘクタールを超える行為が届出対象となります。

なお、この区域に自然公園、自然環境保全地域、特別緑地保全地区、条例に基づく生息地等保護区や既に宅地となっている土地が含まれる場合は、それらの区域を除いて 1 ヘクタールを超える場合に届出が必要となります。

参照 [条例第 31 条=10 頁、規則第 28 条=12 頁]

(3) 届出事項

届出に当たっては、行為地の自然環境についてあらかじめ調べていただき、その結果などに基づき、緑地の配置計画、自然環境保全上の配慮等を届けていただきます。具体的には「大規模行為届出書」に必要事項を記入し、これに計画図面等の必要図書を添付していただくことになっています。

参照 [大規模行為届出書様式=4 頁、大規模行為届出書添付図書=7 頁]

なお、20 ヘクタール以上の特に大規模な行為については、学識経験者による「自然環境保全調査」を実施していただき、貴重な自然環境が確認された場合はその保全対策を講じたいうで届出をしていただくこととなります。

参照 [規則第 29 条=12 頁、要領第 46(5)、第 48～第 52=15～17 頁]

(4) 届出書の提出

大規模行為に着手する予定日の 61 日以前に、行為地が名古屋市内のものは県庁

(本庁)に、行為地が名古屋市以外の市町村のものは所管の東三河総局又は県民事務所(以下「県民事務所等」という。)に提出してください。届出書の提出・問い合わせ先については、30頁を参照してください。

参照 [規則第58条=13頁]

(5) 届出書の審査

受理された届出書は、県において自然環境の保全と緑地の確保の観点から審査します。

この審査等の措置は、行為地が名古屋市内のもの、行為面積が20ヘクタール以上のもの及び勧告が必要と認められるものは、県庁(本庁)で行いますが、これら以外のもは、所管する県民事務所等で行います。なお、自然環境の保全と緑地の確保についての審査は、要領第54の「助言又は勧告の基準」に基づいて行われますので、届出に当たってはこの基準に抵触しない計画をたてていただくことが必要です。

また、平成25年4月より「自然環境の保全と再生のガイドライン」に基づき、緑地の質の確保をお願いしておりますので、資料や現地踏査により、事業区域及びその周辺の植生や生態系ネットワーク上の位置づけを把握し、生物多様性に配慮した緑地の配置や在来種による植栽等を検討・実施してください。

参照 [要領第54=17頁、別表第2=20頁、別表第3=21~23頁]

[自然環境の保全と再生のガイドライン=別冊]

(6) 大規模行為の着手及び完了

大規模行為届出書の届出日(県が受理した日)から60日間は、届出のあった行為に着手することができません。ただし、届け出られた大規模行為の内容が自然環境の保全と緑地の確保について特に問題がない場合には、知事が着手禁止期間の短縮措置をすることがあります。この措置がされた場合は、文書で指示された日から着手することができます。

なお、行為着手時には、速やかに、「着手届(=9頁)」を、提出するとともに、行為完了時には、速やかに、「完了届(=9頁)」を提出してください。

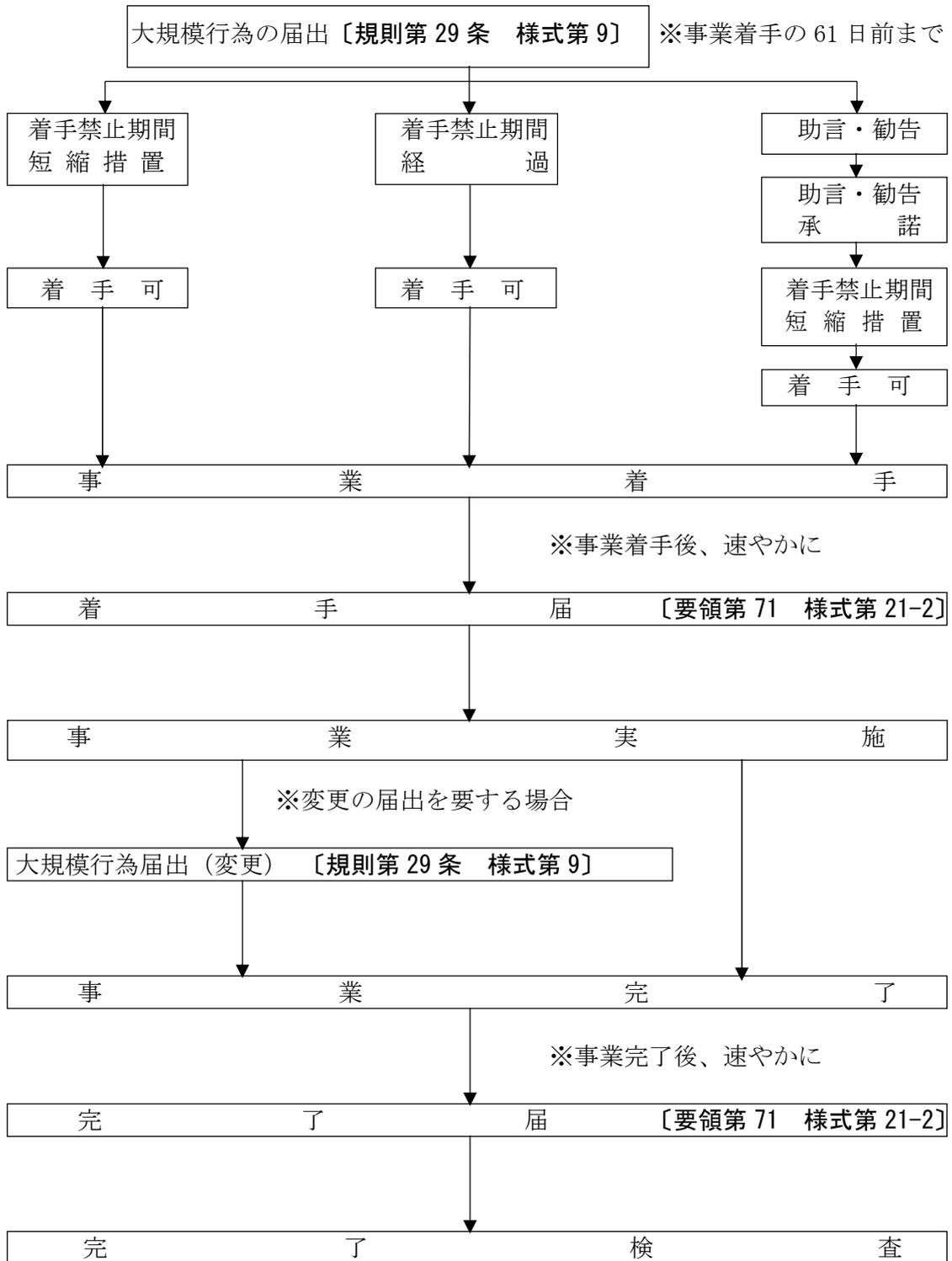
参照 [要領第61、第71=17~18頁]

一方、届け出られた内容に自然環境の保全又は緑地の確保について問題がある場合は、届出日から60日以内に限って、知事が助言あるいは勧告をすることがあります。助言、勧告がなされた場合には、その内容にしたがって計画を変更していただくこととなります。なお、勧告違反の行為については、知事が停止命令等の行政処分をすることがあります。

参照 [条例第31条~第34条=10頁]

[要領第54=17頁、別表第2=20頁、別表第3=21~23頁]

(7) 事務処理の流れ



2 大規模行為届出書 関係様式

(1) 大規模行為届出書様式

〔規則第29条 様式第9〕

大規模行為届出書			
			年 月 日
愛知県知事		殿	
届出者の住所			
氏 名			
(名称及び)			
(代表者氏名)			
<p>自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第31条第1項の規定により、次のとおり大規模行為をしたいので、届け出ます。</p>			
行為の目的			
行為の種類			
行為の場所	位 置	市 町 大字 字 番地 郡 村	
	面 積(A)	平方メートル (平方メートル)	
行為地及びその付近の状況			
行為の施行方法	行為をする土地の面積(B)		平方メートル $\frac{(B)}{(A)} \times 100$ パーセント
	緑地面積	保全緑地(C)	平方メートル $\frac{(C)}{(A)} \times 100$ パーセント
		回復緑地(D)	平方メートル $\frac{(D)}{(A)} \times 100$ パーセント
	自然環境保全上の配慮		
行為の予定日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
摘 要			受付

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「面積」欄には、全体行為面積（行為に係る土地の区域の面積をいう。以下同じ。）を記入すること。
ただし、全体行為面積に除外面積（自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の自然環境保全地域、保全地域、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の特別緑地保全地区、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の生息地等保護区並びに条例第44条第1項の規定により指定された生息地等保護区並びに森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてする場合における保安林等の区域の面積をいう。）が含まれる場合にあつては、当該除外面積を全体行為面積から差し引いて得た面積を括弧外に、全体行為面積を括弧内にそれぞれ記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、野生植物、野生動物及び特異な地形、地質又は自然現象を示すに必要な事項を記入すること。
なお、詳細については、添付図面に表示すること。
- 4 「行為をする土地の面積」欄には、全体行為面積のうち、行為をすることにより土地の形質を変更する区域の面積を記入すること。
- 5 「保全緑地」欄には、現況が山林、雑木林、湿地等の場合において、全体行為面積のうち、行為を及ぼさないで現況のまま保全する土地の区域で他の利用地との境界が明確な土地の区域の面積を記入すること。
- 6 「回復緑地」欄には、全体行為面積のうち、次に掲げる土地の区域で、知事が別に定める方法により植栽され、他の利用地との境界が明確な土地の区域の面積を記入すること。
(1) 樹林地
(2) 周囲が植栽される公園、空地等
(3) 周囲が植栽される人工池、人工川等の水面
(4) 周囲が植栽される道路（緑道に限る。）
- 7 「自然環境保全上の配慮」欄には、野生植物、野生動物、特異な地形、地質又は自然現象を生じている土地の保護、植生の回復等自然環境保全上の配慮の概要を記入すること。
なお、詳細については、添付図面に表示すること。
- 8 「摘要」欄には、次の事項を記入すること。
(1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
(2) 届出者が当該行為に必要な土地を使用できる権原を記入すること。
なお、その権原を証する書類を添えること。
(3) 行為の場所に都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化区域が含まれるか否かを記入すること。
(4) 以前条例の規定による届出をしたものにあつては、その届出年月日を記入すること。
なお、その届出書の写しを添えること。
- 9 受付欄には、記入しないこと。
- 10 不要の文字は、抹消すること。

【記載例】

大規模行為届出書		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
愛知県知事 殿		届出者の住所 愛知県〇〇市〇〇町 123-4 番地	
		氏名 株式会社 〇〇〇〇	
		名称及び代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇	
		勤務先 〇〇部〇〇課 課長 〇〇〇〇	
		電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
<p>自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第 31 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模行為をしたいので、届け出ます。</p>			
行為の目的	工場用地の造成		
行為の種類	宅地の造成		
行為の場所	位置	愛知県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇45 番地 他 17 筆	
	面積 (A)	78,562 m ² (85,341 m ²)	自然公園法に基づく自然公園等を含んだ面積を () 書きとする。
行為地及びその付近の状況	<p>行為地及びその周辺は、国道〇〇号線に面した田畑及びコナラ・アカマツ等の二次林である。付近には国道に面して複数の店舗があり、行為地に近接して〇〇神社の境内林（天然林）及び国有林（人工林）となっている。</p> <p>行為地では〇〇〇〇（愛知県版レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類）の生育が確認された。</p>		
行為の施行方法	行為をする土地の面積 (B)	81,071 m ²	$\left[\frac{(B)}{(A)} \times 100 = 95.0\% \right]$
	緑地面積	保全緑地 (C)	4,270 m ² $\left[\frac{(C)}{(A)} \times 100 = 5.0\% \right]$ 山林等を残置する場合に記入する。
		回復緑地 (D)	17,070 m ² $\left[\frac{(D)}{(A)} \times 100 = 20.0\% \right]$ 植栽を行う面積について記入する。
	自然環境保全上の配慮	<p>行為地の一部に〇〇〇〇（愛知県版レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類）群落が確認されたため、生育地を改変区域から除外するとともに、〇〇の措置により影響が最小限となるよう配慮する。（詳細は別紙（略））</p> <p>また、必要以上の二次林の伐採を行うことなく事業を実施する他、周辺の自然環境に配慮した樹種により回復緑地を確保する。（詳細は別紙（略））</p>	
行為の予定日	着手	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	完了	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
摘要	<p>森林法第〇条第〇項に基づく伐採届を令和〇〇年〇〇月〇〇日に提出予定。</p> <p>土地所有関係 自己所有地</p> <p>都市計画法による市街化区域。</p>	} 受付	<ul style="list-style-type: none"> ・他法令関係の進捗状況を記入する。 ・届出者が当該行為に必要な土地を使用できる権原を記入する。 ・都市計画法による市街化区域が含まれるか否か記入する。

(2) 大規模行為届出書添付図書

ア 自然環境の状況関係

- (ア) 調査結果報告書（規則第 29 条(4)に該当する場合）
- (イ) 現況写真…必要に応じて（要領第 46(5)）

イ 緑地関係

植栽計画書（要領第 46(8)）

ウ 当該行為に必要な土地を使用できる権原を証する書類

自己所有にあつては、その旨の記載で書類は必要としないが、他者所有にあつては、賃貸借契約書等の写しを添付する。

（届出書備考 8 (2)、要領第 46(11)）

なお、土地区画整理事業の場合は組合設立認可書写しをもって代えることができる。

エ 図面（規則第 29 条）

- (ア) 地形図（縮尺 5 万分の 1 以上）
- (イ) 概況図（縮尺 5 千分の 1 以上）及び天然色写真
- (ウ) 計画平面図（縮尺 3 千分の 1 以上）…保全緑地、回復緑地を表示すること。（要領第 46(9)）

なお、これらの図面に野生動植物等の状況について必要な事項を表示すること。

（届出書備考 3、7）

オ その他

届出書記載項目の詳細説明書類

- ・ 地番の位置、区域を確認できる資料（公図写し等）
- ・ 地番、土地所有者等が複数にわたる場合は、整理表等々

(3) 植栽計画書様式
 [要領第 46(8) 様式第 15]

植 栽 計 画 書

計 画 平面図 図 面 番 号	回復緑 地面積 (㎡) A+B+C	植 樹 計 画							芝張り計画	
		植 樹 面 積 (㎡)A	植樹帯 最低幅 員(m)	植樹帯により 囲まれた公園、 空地、水面等の 面積(植樹帯の 面積を除く) (㎡)B	樹 種	植 樹 本 数 (本)	10㎡当 たり植 樹本数 (本)	植 樹 完 了 予 定 日	芝張り 面 積 (㎡)C	芝張り 完 了 予 定 日
					高木					
					高木					
					高木					
					高木					
					低木					
					低木					
					低木					
					低木					
計			—		—			—		—

(備 考)

- 1 植樹本数欄は、樹種ごとに記入する。
- 2 10㎡あたり植樹本数は、植樹本数欄の計の数字に対応する本数のみでよい。
- 3 別表第3備考7(第54関係)の回復緑地の植栽の基準に従い、計画書を作成すること。

(4) 着手(完了)届様式
〔要領第71 様式21-2〕

着 手 (完 了) 届

年 月 日

愛知県知事 殿

住所

氏名

(名称及び代表者氏名)

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第31条第1項の規定に基づき、 年
月 日付けで提出した大規模行為については、次のとおり着手(完了)しました。

1 行為の目的	
2 行為の場所	
3 支障のない旨の通知の 番号日付	年 月 日 番 号
4 着手(完了)年月日	年 月 日
5 完了写真	別添のとおり
6 軽微な変更(有・無)	別添のとおり (完了届で該当がある場合に記入する。)

3 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（抄）

第4章 大規模な宅地の造成等の規制

（届出）

- 第31条 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の自然環境保全地域、保全地域、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の特別緑地保全地区、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）第36条第1項の生息地等保護区並びに第44条第1項の規定により指定された生息地等保護区に含まれない区域内において、大規模な宅地の造成その他の行為であつて規則で定めるものをしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、当該行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。
- 2 知事は、前項の大規模な宅地の造成その他の行為を定める規則を制定し、又は改廃する場合には、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して60日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
 - 4 知事は、当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
 - 5 第1項本文の行為が定められた際着手している行為については、同項の規定は、適用しない。

（助言又は勧告）

- 第32条 知事は、前条第1項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出があつた日から起算して60日以内に限り自然環境の破壊の防止、植生の回復等について必要な助言又は勧告をすることができる。

（停止命令等）

- 第33条 知事は、第31条第1項本文に規定する行為が当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全のために著しく支障を及ぼすものであると認めるときは、同項の規定による届出をせず同項本文に規定する行為をした者又は前条の規定による勧告に従わないで当該行為をした者に対して、当該支障を除去するために必要な限度において、当該行為の停止を命じ、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（報告及び検査等）

- 第34条 知事は、第31条第1項本文に規定する行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全のために必要な限度において、第32条の規定による知事の助言若しくは勧告を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該行為に係る土地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、当該行為の実施状況を検査させ、若しくはその行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第9章 雑 則

(国等に関する特例)

第64条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第23条第4項及び第7項、第24条第3項、第25条第1項、第31条第1項、第37条、第38条、第43条、第45条第4項及び第10項、第46条第4項、第47条第1項、第48条第1項並びに第49条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

2 略

3 国の機関又は地方公共団体は、第23条第7項若しくは第45条第10項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をしたとき、第25条第1項、第31条第1項若しくは第47条第1項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をしようとするとき、又は第45条第8項の規定により届出をして引き続き同条第4項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(規則への委任)

第66条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 罰 則

第69条 第33条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第31条第3項の規定に違反した者
- (3) 第34条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

4 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（抄）

第3章 大規模な宅地の造成等の規制

（大規模行為として届出を要する行為）

第28条 条例第31条第1項に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為であつて、その行為に係る土地の区域の面積が1ヘクタールを超えるものとする。

- (1) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
- (2) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (3) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

（大規模行為の届出書の様式等）

第29条 条例第31条第1項の規定による届出をしようとする者は、大規模行為届出書（様式第9）に次に掲げる図面、写真及び書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺3千分の1以上の計画平面図
- (4) 行為に係る土地（宅地その他の土地で知事が別に定めるものを除く。）の区域の面積が20ヘクタール以上である場合にあつては、知事が別に定める方法による自然環境保全調査の結果を記載した書類

第6章 雑 則

（許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等）

第57条 条例第23条第4項、第24条第3項第7号、第39条第1項、第45条第4項若しくは第46条第4項第3号の許可を受けた行為又は条例第23条第7項若しくは第9項、第25条第1項、第31条第1項、第45条第8項若しくは第10項若しくは第47条第1項若しくは第17条第3号ニ、第20条第3号ロ、第30条第2号若しくは第4号若しくは第44条第3号トの規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第13条、第15条、第18条、第21条から第23条まで、第29条、第31条、第34条第1項、第42条（第45条において準用する場合を含む。）、第43条、第46条、第48条若しくは第49条の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面、写真又は書類（第3項において「添付図書」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第23条第4項、第24条第3項第7号、第39条第1項、第45条第4項若しくは第46条第4項第3号の規定による許可の申請又は条例第23条第7項若しくは第9項、第25条第1項、第31条第1項、第45条第8項若しくは第10項若しくは第47条第1項若しくは第17条第3号ニ、第20条第3号ロ、第30条第2号若しくは第4号若しくは第44条第3号トの規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(書類の経由等)

第 58 条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、第 1 号に掲げる場合にあつては当該行為地を所管する東三河総局又は県民事務所（以下「県民事務所等」という。）の長を経由して、第 2 号に掲げる場合にあつては主たる行為地を所管する県民事務所等の長を経由して、第 3 号に掲げる場合にあつては直接提出するものとする。

- (1) 行為地が 1 の県民事務所等の所管区域内のみにある場合
- (2) 行為地が 2 以上の県民事務所等の所管区域にわたる場合又は名古屋市区域及び 1 以上の県民事務所等の所管区域にわたる場合（次号に掲げる場合を除く。）
- (3) 行為地が名古屋市区域のみにある場合又は名古屋市区域及び 1 以上の県民事務所等の所管区域にわたる場合で主たる行為地が名古屋市区域にある場合

2 前項の書類（次項の書類を除く。）の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 行為地が 2 以上の県民事務所等の所管区域にわたる場合（次号に掲げる場合を除く。）
正本 1 部及び副本 1 部（行為地が 3 以上の県民事務所等の所管区域にわたる場合にあつては、副本の部数は、当該区域を所管する県民事務所等の数から 1 を減じた数と同数とする。）

- (2) 行為地が名古屋市区域及び 1 以上の県民事務所等の所管区域にわたる場合

正本 1 部及び副本 1 部（行為地が名古屋市区域及び 2 以上の県民事務所等の所管区域にわたる場合にあつては、副本の部数は、当該区域を所管する県民事務所等の数と同数とする。）

- (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 正本 1 部

3 第 1 項の書類のうち、条例第 31 条第 1 項の規定による届出（当該届出に係る行為に係る土地の区域の面積が 20 ヘクタール以上である場合に限る。）、条例第 39 条第 2 項、第 6 項若しくは第 7 項若しくは第 45 条第 5 項（条例第 46 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による申請、条例第 45 条第 8 項若しくは第 10 項若しくは第 47 条第 1 項若しくは第 30 条第 2 号若しくは第 4 号若しくは第 44 条第 3 号トの規定による届出、条例第 52 条第 2 項の確認若しくは同条第 3 項の認定の申請又は条例第 65 条第 2 項に規定による補償の請求（条例第 45 条第 4 項の規定による許可の拒否、同条第 7 項の規定による条件の付加又は条例第 47 条第 2 項の規定による処分に係るものに限る。）に係るものの提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 行為地が 1 の県民事務所等の所管区域内のみにある場合 正本 1 部及び副本 1 部
- (2) 行為地が 2 以上の県民事務所等の所管区域にわたる場合（第 4 号に掲げる場合を除く。）
正本 1 部及び副本 2 部（行為地が 3 以上の事務所の所管区域にわたる場合にあつては、副本の部数は、当該区域を所管する県民事務所等の数と同数とする。）
- (3) 行為地が名古屋市区域のみにある場合 正本 1 部
- (4) 行為地が名古屋市区域及び 1 以上の県民事務所等の所管区域にわたる場合
正本 1 部及び副本 1 部（行為地が名古屋市区域及び 2 以上の県民事務所等の所管区域にわたる場合にあつては、副本の部数は、当該区域を所管する県民事務所等の数と同数とする。）

4 前 2 項の規定は、次の各号に掲げる組織を県民事務所等とみなし、当該各号に掲げる組織がそれぞれ当該各号に定める区域を所管するものとみなして、適用する。

- (1) 愛知県東三河総局新城設楽振興事務所 新城市及び北設楽郡の区域
- (2) 愛知県西三河県民事務所豊田加茂環境保全課 豊田市及びみよし市の区域

5 愛知県自然環境保全地域の許可、届出等及び大規模な宅地の造成等の規制に関する事務取扱要領（抄）

第1章 総則

（目的）

第1 この要領は、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号。以下「条例」という。）第3章の愛知県自然環境保全地域（以下「保全地域」という。）における行為の許可、届出等に関する事務及び第4章の大規模な宅地の造成等の規制に関する事務の取扱いについて、条例、条例施行規則（昭和49年愛知県規則第35号。以下「規則」という。）、愛知県事務決裁規程（平成15年訓令第5号）及び愛知県行政文書管理規程（平成16年訓令第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第3章 大規模な宅地の造成等の規制

第1節 通則

（用語の定義）

第44 用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 規則第28条中「宅地の造成」とは、宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質を変更する行為をいう。
現状が既に宅地となっている土地の形質を変更する行為は、「宅地の造成」には該当しない。
なお、「宅地」とは、次に掲げる土地以外の土地をいう。
ア 農地、採草放牧地及び森林
イ 次に掲げる公共の用に供される施設の用に供されている土地
① 道路 ② 公園（都市公園法（昭和43年法律第100号）その他法令に基づく公園を含む。） ③ 河川（農業用排水路を含む。） ④ 砂防施設（保安林の機能に代替する施設を含む。） ⑤ 地すべり防止施設 ⑥ 海岸保全施設 ⑦ 港湾施設 ⑧ 飛行場 ⑨ 航空保安施設 ⑩ 鉄道、軌道、索道又は無軌道電車の用に供する施設 ⑪ 国又は地方公共団体の管理する墓地、緑地、広場、水道及び下水道の用に供される施設の用に供される土地
- (2) 規則第28条中「土地を開墾」とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第3号に規定する農用地の造成事業（農用地間における地目変換事業を除く。）をいい、同号を根拠としない農用地の造成は届出の対象とならないものとする。
- (3) 規則第28条中「水面」とは、自然現象により社会通念上常時水に覆われている土地をいう。したがって、農業用排水路のように季節的に水に覆われる土地は、含まれない。

（届出内容の事前指導）

第45 届出内容の事前指導は次により行う。

- (1) 本庁又は県民事務所等は、条例第31条第1項の規定に基づく届出について相談を受けたときは、届出に係る行為の内容及び届出書の内容が条例、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努める。
- (2) 各々1ha以下の開発行為に隣接して行う場合（分割開発等）、他の許認可等手続きにおいて、それを一体的とみなしていれば、本届出についても全体を合算して、1haを超えれば対象となるものとする。
また、この制度の対象となった開発行為の終了後さらに工場の拡張等により1haを超える開発行為を隣接して行う場合はその部分について届出をするものとし、この場合、既設部分の緑地の変更を伴うときは、新規の届出に際して、既設部分を合わせた全体についても必要な緑地率を確保するものとする。
- (3) 行為地内において「愛知県版レッドリスト」及び「環境省版レッドリスト」掲載種の生育・生息を確認したときは、その適切な保全に努めるよう指導するものとする。
- (4) 「自然環境の保全と再生のガイドライン」に基づく取組提案や指導を行うものとする。
- (5) 指導に際しては、愛知県行政手続条例第30条から第35条までの規定に留意するものとする。

（届出書の記入等指導）

第46 本庁又は県民事務所等は、届出書の記入等について、次により指導するものとする。

- (1) 届出書の氏名欄に、法人にあっては、かっこ書きで実務責任者の所属部課名、職名及び氏名並びに所属部課の電話番号を記入すること。
- (2) 届出書の面積欄は、全て実測面積を記入すること。
- (3) 行為の目的欄の記入は、次のとおりとする。
例：分譲住宅の造成、ゴルフ場の造成、果樹園のための開墾
行為の目的が2以上のものについては、2以上の目的を記入する。
- (4) 行為の種類欄の記入は、次に掲げる行為のいずれかの種類を記入する。
① 宅地の造成 ② 土地の開墾 ③ 鉱物の掘採 ④ 土石の採取
⑤ 水面の埋立 ⑥ 水面の干拓
行為の種類が2以上にわたっているものについては、2以上の行為の種類を記入する。
- (5) 行為地及びその付近の状況欄の「その付近」とは、周辺1キロメートルで足りる。
また、この欄の記入は、次の区分により記入し、必要に応じ写真を添付するものとする。なお、記載にあたっては、技術士環境部門等の自然環境に知見を有する者に確認することが望ましい。
なお、全体行為面積が20ヘクタール以上の行為にあっては、次節に定める自然環境保全調査の調査結果を添付して記入しなければならない。
ア 野生植物
地被概況として、次のような区分で記入する。
① 針葉樹林 ② 広葉樹林 ③ 針広混交林 ④ 矮林 ⑤ かん木 ⑥ 湿原 ⑦ 草地 ⑧ 水生植物 ⑨ その他
イ 野生動物
野生動物の生息概況として、次のような野生動物の種類別の名前を記入する。
① ほ乳類 ② 鳥類 ③ 両生類 ④ は虫類 ⑤ 魚類 ⑥ 昆虫類 ⑦ その他
ウ 地形、地質又は自然現象
（ア）地形
地形の概況として、次のようなものを記入する。
① 平野 ② 盆地 ③ 海拔200m未満の丘陵地 ④ 海拔200m以上の山地 ⑤ 河川又は湖沼 ⑥ 海岸 ⑦ その他
（イ）地質
地質の概況として、次のようなものを記入する。
① 砂地 ② 礫地 ③ 砂礫地 ④ 岩石地 ⑤ その他
（ウ）自然現象
湧水があれば記入する。
- (6) 緑地には道路、ゴルフコース等の工作物を保護するための法面は含まないものとする。
ただし、概ね25度以下のゆるい勾配をもち、法面の全面に樹木の植栽を行い、緑地の機能を十分果たす場合は、回復緑地とみなすことができる。
- (7) 保全緑地には、特異な地形、地質又は自然現象が生じている土地を含むものとする。
- (8) 回復緑地を設ける場合には、様式第15の植栽計画書を添付するものとする。
- (9) 保全緑地及び回復緑地は、計画平面図で明確にするものとする。
- (10) 自然環境保全上の配慮欄の記入は、野生植物、野生動物及び特異な地形、地質又は自然現象が生じている土地の保護、植生の回復、保全緑地及び回復緑地の設け方等について記入するものとする。配慮内容は「自然環境の保全と再生のガイドライン」を参考に検討するものとする。
ただし、全体行為面積20ヘクタール以上の行為にあっては、(5)なお書きの調査結果に基づき記入しなければならない。
- (11) 摘要欄の行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときの手の進ちょく状況には、手続予定中のものも記入する。
また、当該行為に必要な土地の権原を証する書類は、自己所有にあっては、その旨の記入で書類は必要としないが、他者所有にあっては、賃貸借契約書又は工事承諾書の写しとする。
- (12) 自然公園の区域等条例第31条第1項で適用を除外されている区域（以下「自然公園等の区域」という。）にまたがる行為の場合の添付図面は、自然公園等の区域を赤線等で明確に図示した全体計画の図面とする。
- (13) 届出書の内容に変更が生じた場合は、次により、新規の届出をするものとする。
なお、軽微な変更については、完了届の提出の際に変更の内容を示した書類を添付し、報告することで新規の届出は省略できるものとする。

ア 工事の変更等により届出書の内容に変更が生じ、再度届出をする場合、条例第 31 条第 3 項の着手禁止期間の取扱いは、変更される部分について適用するものとし、届出書の摘要欄に「何年何月何日届出の変更」、着手予定日の欄に「変更部分」の文字と「その着手予定日」を記入するものとする。

イ この変更に係る届出書の添付図書は、規則第 57 条のとおり変更に関する事項を明らかにしたものと変更の趣旨、理由を記したものである。

ウ 軽微な変更と変更の届出を要するものとの区分とその内容は原則として、次に掲げるものとする。

① 変更の届出を要するもの

(ア) 全体行為面積の 1 割以上の減

(イ) 全体行為面積の増

(ウ) 緑地面積の減少

(ただし、この場合も緑地基準を満たしていること。)

(エ) 行為地内の自然環境についての知見の変更

(オ) 完了予定日の変更

(カ) 行為者の変更

(キ) 上記のほか県が必要と認めるもの

② 軽微な変更

(ア) 全体行為面積の 1 割未満の減

(イ) 行為区域の小規模な変更

(ウ) 緑地の形、位置の小規模な変更

(エ) 緑地面積が増えるもの

(オ) 植栽計画書の小規模な変更 (ただし、この場合も緑地基準を満たしていること。)

(14) 届出書の提出にあたっては、他の法令の許可、認可その他の処分又は届出の手續に先がけて提出するよう指導するものとする。

(国等の行為に係る準用)

第 47 条例第 64 条の規定により国等の機関が行う行為に係る通知は、この要領の定めるところに準じて処理するものとする。この場合において必要な措置を講じようとするときは、条例第 63 条の規定に基づく要請により行うものとする。

なお、国等の機関が行う行為については、条例第 31 条第 1 項のみが適用され、同条第 3 項の着手禁止期間 60 日は適用されないため、国等の機関は通知書を提出することによって直ちに行為に着手することができるものであるが、届出書と同様に審査し、その結果の通知を行うものとする。

第 2 節 自然環境保全調査

(自然環境保全調査の実施)

第 48 全体行為面積が 20 ヘクタール以上の行為にあつては、自然環境保全調査を実施するものとする。

ただし、規則第 29 条第 4 号で知事が別に定める全体行為面積から除くその他の土地は、宅地のほか造成等により土地の形質が既に変更され、明らかに調査を必要としない土地とする。

なお、全体行為面積から除くその他の土地に農地は含まないものとする。

(調査の実施者)

第 49 規則第 29 条による自然環境保全調査を実施する者は、次に掲げるいずれかの者に該当する者でなければならないものとする。

(1) 理科系統分野 (物理及び化学分野を除く。以下同じ。) において博士の学位を授与された者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統分野の教授、准教授又は講師の職にある者

(3) 自然環境課長が(1)又は(2)の者と同等の学識を有すると認める者

(調査の時期及び方法)

第 50 調査は、原則として四季を通して現地調査により行わなければならないものとする。

ただし、必要に応じ既存資料を活用することができるものとする。

2 四季の区分は、概ね次のとおりとする。

春（3月～5月）、夏（6月～8月）、秋（9月～11月）、冬（12月～2月）

（調査の内容）

第51 調査項目及び調査結果の記載要領は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 第50の調査を実施した結果、「愛知県版レッドリスト」及び「環境省版レッドリスト」掲載種の生育・生息を確認したときは、その状況を調査報告書に記載し、その適切な保全に努めるものとする。

（調査報告書）

第52 調査報告書には、第51の調査結果のほか、次に掲げる事項を記載又は添付するものとする。

- (1) 調査実施者の職名及び氏名
- (2) 調査の方法
- (3) 調査の期間
- (4) 第50ただし書きの規定により活用した資料名、その編さん年月日及び編さん者名
- (5) 調査地の自然環境の状況を示す写真

第3節 自然環境の破壊の防止等のための助言又は勧告

（自然環境の破壊の防止等のための助言又は勧告）

第53 条例第32条の規定による助言又は勧告は、自然環境の破壊の防止等については、野生動物の生育地又は生息地及び特異な地形、地質又は自然現象の保全策を講じさせるために行い、植生の回復等については、緑地を確保させるために行うものとする。

（助言又は勧告の基準）

第54 助言又は勧告の基準は、別表第2及び第3のとおりとする。

第4節 県民事務所等の処理

（着手禁止期間の短縮等）

第61 県民事務所等の長は、県民事務所等処理事項について第32条の助言をする必要がないと認められるものについては、様式第21-1により着手禁止期間短縮の通知をすることができる。

2 前項の通知は、行為の予定（着手）日が届出書を受理した日から起算して60日を超過する場合は、する必要がないものとする。

ただし、審査の結果を様式第22により通知するものとする。

3 第60の助言をした場合、その者から助言どおり計画を変更する旨の承諾書の提出があり、当該計画が適正であると認められるときは、前2項の規定を準用するものとする。

第6節 監察に関する処理

（監察の方法等）

第66 本庁及び県民事務所等は、次に掲げる行為について、届出行為及び違反行為に係る処分の遵守状況について調査するとともに、自然環境の保全上必要な範囲において、工法改善、植栽等の指導（以下「監察」という。）をするものとする。

なお、指導に際しては、愛知県行政手続条例第30条から第35条までの規定に留意するものとする。

- (1) 条例第31条第1項の規定に基づき、届出をして着手又は完了している行為のうち、自然環境の保全に影響の大きいもの、又は特に指導が必要と認められるもの
- (2) 条例第32条の規定に基づき、助言又は勧告を受けた行為
- (3) 条例第33条の規定に基づき、停止命令又は措置命令を受けた行為

2 監察の実施にあたっては、土地所有者等と不必要な摩擦を生じないように十分注意の上、次のとおり実施するものとする。

- (1) 本庁においては、関係県民事務所等及び関係市町村と調整を図り、関係職員の同行のもとに実施するものとする。

- (2) 県民事務所等においては、管内の市町村と調整を図り実施するものとする。
- (3) 監察を実施する場合は、監察対象行為の責任者等に、日時等を連絡し、現場責任者等の立会いのもとに、現場検査を行うものとする。
- (4) 監察結果は、様式第 25 により記録するものとする。

第 8 節 書類の経由

(様式で定める書類の経由)

第 71 様式第 19-2 (助言 (勧告) 承諾書)、様式第 21-2 (着手 (完了) 届)、様式第 20-2 (報告書)、様式第 29-2 (誓約書) 及び様式第 29-3 (行政処分履行届出書) の受理及び進達は、第 55 の届出書の形式審査及び受理、並びに、第 59 の進達の例によるものとする。

【別表第 1（第 51 関係）】

調査項目及び記載要領

- 1 野生植物
 - (1) 維管束植物その他主な植物に関する植生の状況及び植物相
 - ① 植生の概要の説明及び植生概況図
 - ② 植物相の概況の説明及び植物種リスト
 - (2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況
 - ① 重要な種及び群落（愛知県版レッドリストに掲載されている野生植物等）の生育状況の説明
 - ② 重要な種及び群落のリスト及び位置図
- 2 野生動物
 - (1) 野生動物（ほ乳類、鳥類、両生類、は虫類、魚類、昆虫類その他の動物）の生息状況及び動物相
 - ① 野生生物の生息状況の説明及び集団生息地又は繁殖地位置図
 - ② 動物相の概況の説明及び動物種リスト
 - (2) 重要な種の分布、生息の状況
 - ① 重要な種（愛知県版レッドリストに掲載されている野生動物等）の生育状況の説明
 - ② 重要な種のリスト及び位置図
- 3 地形、地質及び自然現象
 - (1) 地形
地形概況の説明及び特異地形状況図の作成。
なお、特異地形例は、次のとおりとする。
① 河成段丘 ② 海成段丘 ③ 自然堤防 ④ 砂丘 ⑤ 中州 ⑥ その他
 - (2) 地質
地質概況（構成岩質及び成層岩時代別）の説明及び特異地質状況図の作成。
なお、特異な地質例は、次のとおりとする。
① 岩石、鉱物の露頭 ② 各種しゅう曲（背斜、向斜、横臥等）
③ 各種断層（正、逆、垂直） ④ 整合、不整合 ⑤ 偽層 ⑥ 隆起
⑦ 沈降 ⑧ 層理 ⑨ 節理 ⑩ 石理 ⑪ 岩床 ⑫ 岩脈
⑬ 化石産地 ⑭ その他
 - (3) 特異自然現象
自然現象概況の説明及び特異自然現象位置図の作成。
なお、特異自然現象例は、次のとおりとする。
① 温鉱泉 ② 湧泉 ③ その他
- 4 調査結果に基づく野生動植物及び地形、地質及び自然現象の保全策の検討。

【別表第2（第54関係）】

保全策を講じさせる野生動植物の生育地又は生息地 及び特異な地形、地質又は自然現象に関する基準

- 1 愛知県版レッドリストに掲載されている野生動植物（絶滅危惧種Ⅰ類及びⅡ類）の生育地又は生息地
- 2 その他特に保全が必要な野生動植物の生育地又は生息地
- 3 特異地形、地質及び自然現象
次の地形、地質の典型的な例で、県内で他にほとんど例をみないもの
 - (1) 特異地形
 - ① 河成段丘 ② 海成段丘 ③ 自然堤防 ④ 砂丘 ⑤ 中州 ⑥ その他
 - (2) 特異地質
 - ① 岩石、鉱物の露頭 ② 各種しゅう曲（背斜、向斜、横臥等）
 - ③ 各種断層（正、逆、垂直） ④ 整合、不整合 ⑤ 偽層 ⑥ 隆起
 - ⑦ 沈降 ⑧ 層理 ⑨ 節理 ⑩ 石理 ⑪ 岩床 ⑫ 岩脈 ⑬ 化石産地
 - ⑭ その他
 - (3) 特異自然現象
 - ① 温鉱泉 ② 湧泉 ③ その他

【別表第3（第54関係）】

緑地の確保に関する基準

区域 緑地率 行為の区分		都市計画法による市街化区域		その他の区域		備考	
		緑地率					
		うち現況山林の場合の保全緑地率		うち現況山林の場合の保全緑地率			
宅地 の 造 成	住宅地	20ha未満	%以上 5	%以上 2	%以上 5	%以上 2	※1 用地の周囲を5m以上緩衝樹林地とすること。 ※2 芝生地は緑地としない。またゴルフコース間及び境界内側の周囲を20m以上樹林地とすること。 ※3 農地、果樹園、牧草地等は回復緑地とみなす。
		20ha以上			6	2	
	事業所、営業所、倉庫等用地		5	2	10	4	
	工場用地 ※1		20	5	25	8	
	ゴルフ場用地 ※2		20	10	50	40	
	競技場、運動場、遊園地、その他これらに類する屋外施設の用地		20	5	30	10	
土地の開墾 ※3		可能な限り保全緑地を確保すること。					
鉱物の掘採、土石の採取		行為後の植栽可能地は、すべて回復緑地とすること。					
水面の埋立、干拓		その行為の目的により宅地造成等の例による。					

備考

- 1 行為が市街化区域とその他の区域にまたがる場合は、その他の区域内の行為とみなす。
- 2 緑地率は、全体行為面積に対する百分率である。
- 3 保全緑地率が基準に満たないときは、その山林全部を保全緑地とする。
- 4 保全緑地について、次に掲げる理由により、これを確保することが困難である場合は、必要な保全緑地と同一面積の回復緑地をもってこれに代えることができる。
 - (1) 山林の植生が貧弱等で、保全緑地として残置する価値がないと認められるとき。
 - (2) 山林を残置することにより、防災上等の問題を生ずるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 山林が行為区域内の中央に位置する等の理由により、これを保全緑地として残置すると開発目的の支障となると認められるとき。
- 5 行為の区分が2以上に区分できるような場合は、次のように処理するものとする。
 - (1) 面積が目的別に区別できるような場合は、目的に応じた緑地を確保させるものとする。
 - (2) 面積が行為の目的別に区別できないような場合は、主たる目的に応じた緑地を確保させるものとする。
- 6 都市計画区域の市街化区域における既存の宅地を含む区画整理事業の場合、住宅地部分の緑地率の計算は、次の算式により処理するものとする。

$$\text{緑地面積} \geq (\text{全区域面積} \times 0.03) + \{(\text{全区域面積} - \text{既存宅地面積}) \times 0.02\}$$

7 回復緑地の植栽の基準は、次のとおりとする。

植栽の方法 植栽地の区分	周囲 の幅	樹 木		芝 生
計 画 樹 林 地				
公園、空地等の周囲	1.5 m 以 上	10 m ² 当 たり	①高木 2 本以上 ②低木 6 本以上 ③高木 1 本、低木 3 本以上 (三者択一)	1 区画の面積が 50 m ² 以上全面 芝生地のもの
人工池、人工川等の水面の 周囲				
道路（緑道）の周囲	1.0 m 以 上			

(1) 「高木」とは、成木に達したときに樹高 3.5 m 以上となるものをいう。

なお、都市計画区域の市街化区域において、高木を植栽するときは、その時点で樹高 2 m 以上でなければならない。

(2) 「低木」とは、高木以外のものをいう。

(3) 植栽地の区分のうち、計画樹林地については樹木による植栽のみとする。その他の植栽地についても樹木による植栽を原則とする。

(4) 「緑道」は、自動車の通行を禁止する。また、原則として成木のとき両側から樹冠が接するように高木を植栽する。

【参考】

- 愛知県では、平成 25 年 4 月に策定した「自然環境の保全と再生のガイドライン」に基づき、開発に伴う自然環境への影響を回避・最小化・代償の順に検討し、開発区域のみならず、開発区域外も含めて自然環境の保全・再生を促す「あいちミティゲーション」の実施を推奨しています。
- 回復緑地の植栽を始めとする開発事業の立案に当たっては、「自然環境の保全と再生のガイドライン」の「生態系ネットワークチェックリスト」を活用し、資料や現地踏査により、事業区域及びその周辺の植生や生態系ネットワーク上の位置づけを把握し、地域の生態系に配慮した緑地の配置や在来種による植栽等を行うなど、緑地の質の確保に向けた「あいちミティゲーション」の検討・実施をお願いします。
- 生態系ネットワークチェックリストは、大規模行為届出書の提出時に併せて提出していただくようお願いいたします。

6 大規模な宅地の造成等の規制に関する解釈及び留意事項

(1) 届出の要否等について

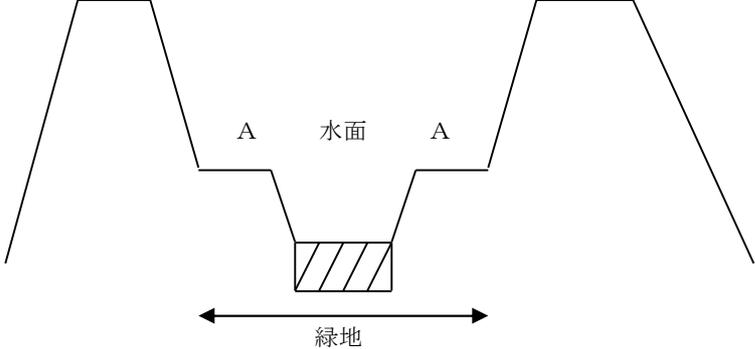
項目及び関係条項	解 釈 及 び 留 意 事 項
①開発面積と適用除外地域 ・ 条例第 31 条第 1 項 ・ 規則第 28 条 ・ 要領第 46(12)	<p><行為に係る土地の区域の面積> 規則第 28 条に定める『行為に係る土地の区域の面積』(=『全体行為面積』)は、行為の目的が達せられたとき、一体的に利用に供される土地の区域の面積である。</p> <p><届出要否を判断する面積> 『行為に係る土地の区域の面積』の一部に自然公園、自然環境保全地域等、除外面積や既に宅地となっている土地の面積を含む場合は、これらの面積を除いた残りの面積が 1ha を超えれば、届出の必要がある。</p> <p><届出の内容> 届出が必要な場合、その届出の内容は、除外面積等を含め、『行為に係る土地の区域』全体について記載するものとする。</p>
②分割開発行為 ・ 条例第 31 条第 1 項 ・ 規則第 28 条 ・ 要領第 45(2)	1 期・2 期…と各々 1ha 以下の開発行為に隣接して行う場合、他の許認可等手続きにおいて、それを一体的とみなしていれば、本届出についても全体を合算して、1ha を超えれば対象となるものとする。
③事業の一体性 ・ 条例第 31 条第 1 項 ・ 規則第 28 条 ・ 要領第 45(2)	複数の開発行為が連続又は近隣で行われる場合で、「②分割開発行為」で判断できないときは、その一体性を以下の場所、時期、人格について判断し、3 項目の一体性のすべてに該当した場合は、一体の開発と判断する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 場所 宅盤、道路、雨水排水施設、その他の施設などが供用となるか、負担区分上つながりがある。 2 時期 時期の異なった開発であっても一つのプロジェクト、又は、全体計画の一部である。 3 人格 以下のうちいずれかに該当すれば、人格について一体性ありと判断する。 <ol style="list-style-type: none"> ア 同一人が複数の会社役員を兼ねているか、又は、会社の所在地が同一である。 イ 血縁関係にある複数の者が行う開発行為である。 ウ 複数人が共同の意思(計画の共同性が認められる)をもって開発行為を行っている。 エ 数人が開発する場合でも、請負人が同一である。
④国等の機関が行う大規模行為の取扱 ・ 条例第 64 条 ・ 要領第 47	国等の機関が行う大規模行為については、届出ではなく、通知とされているが、この行為は条例第 31 条第 1 項のみが適用され、同条第 3 項の着手禁止期間 60 日は適用されない。 このため、国等の機関は通知書を提出することによって直ちに行為に着手することができるものである。 ただし、県は通知書であっても届出書と同様に審査し、その結果の通知を行うものであり、必要のある場合は、条例第 63 条の規定により「要請」をするものである。

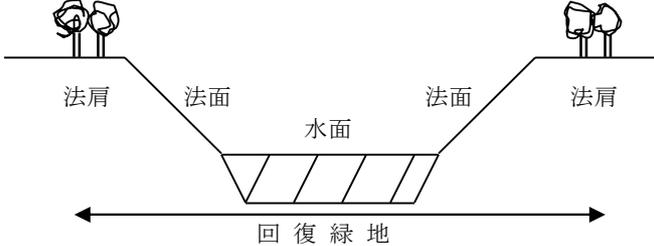
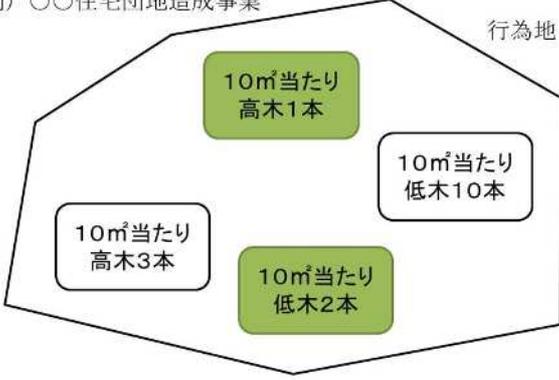
<p>⑤土地の形質の変更 ・要領第 44(1)</p>	<p>自然環境の保全の見地から指導すべき土地の形状・性質を変更することをいい、樹木伐採等をして整地（表土のかき起こし、切土・盛土・捨土等、土砂・岩石の移動を伴う行為等）する場合なども含む。</p>
<p>⑥既に宅地となっている土地 ・要領第 44(1)</p>	<p>工場や事業場の敷地、海面の埋立地などで、灌木等が生えている土地は、既に宅地となっている土地ではない。 また、要領 44(1)イに挙げている公共の用に供される施設の用に供される土地のうち、灌木等が生えていない土地は、既に宅地となっている土地として取り扱う。</p>
<p>⑦土地の開墾 ・規則第 28 条第 1 号 ・要領第 44(2)</p>	<p>土地の開墾は、要領第 44(2)で土地改良法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する農用地の造成事業としており、同号を根拠としない農用地の造成は届出の対象とならないものとする。</p>
<p>⑧農地造成と土石採取 ・規則第 28 条第 2 号</p>	<p>農地を造成して土石を区域外に持ち出すときは、次の場合以外は土石の採取として届出が必要であるものとする。 (1) 区画を大幅に整理する場合 (2) 用水路の整備等農業の基盤を整備する目的の場合 (3) 畑から果樹園に転換する等地目（利用形態）が変わる場合 (4) その他農業の利用上整備が必要な場合</p>
<p>⑨農地に養魚場を作る場合 ・規則第 28 条第 2 号</p>	<p>掘り出した土石を行為区域の外へ持ち出す場合は、土石の採取として届出が必要であるものとする。</p>
<p>⑩廃棄物による埋立 ・規則第 28 条</p>	<p>ア 廃棄物による埋立の行為自体は、届出の対象とならないため、農地に廃棄物を埋立て、農地に戻す場合等は届出の必要はないものとする。 しかしながら、埋立後を宅地とするなど規則第 28 条に定める行為が併せて行われる場合は、跡地利用に廃棄物の埋立を含めて届出が必要であるものとする。 また、埋立後の跡地利用の内容が定まっていない場合は宅地造成として届出を行い、利用計画が定まった段階で、変更の届出をするものとし、埋立終了後、利用までに相当の期間がある場合は、当面、少なくとも緑地の確保に関する基準で定める「屋外施設の用地」の緑地率以上の植栽を行うものとする。 イ 水面を廃棄物で埋立て、公園・宅地等を作る場合は、「水面の埋立」として、届出が必要であるものとする。</p>
<p>⑪残土処分場 ・規則第 28 条</p>	<p>ア 残土処分場は届出の対象とならないが、残土を埋立て、元の状態に戻すことが確定している場合以外は宅地造成として届出を行い、利用計画が定まった段階で、変更の届出をするものとし、埋立終了後、利用までに相当の期間がある場合は、当面、少なくとも緑地の確保に関する基準で定める「屋外施設の用地」の緑地率以上の植栽を行うものとする。 イ 水面を残土で埋立て、公園・宅地等を作る場合は、「水面の埋立」として、届出が必要であるものとする。</p>
<p>⑫土石の採取場跡 ・規則第 28 条</p>	<p>土石の採取場跡地は、元の状態に戻すべき場所であるので、これを山林以外に転用する場合は、目的に応じた届出が必要であるものとする。</p>
<p>⑬地目は山林であるが現状が宅地になっている場合 ・要領第 44(1)</p>	<p>要領第 44(1)で、現状が既に宅地となっている土地の形質を変更する行為は「宅地の造成」には該当しないとしており、現状が既に宅地となっている場合は、地目が山林であっても宅地とみなすものとする。 したがって、行為地の全てが宅地となっている場合は、「宅地の造成」には、なり得ないものである。</p>

<p>⑭ 地方公共団体の管理する施設 ・要領第 44(1)</p>	<p>ア 地方公共団体の管理する公園を造り、その公園の中にテニスコート、野球場を造る場合（公園機能と運動場機能の目的は半々）、公園は届出対象から除外されているが屋外運動施設は届出の対象となる。この場合は、公園機能と運動場機能を合わせた全体区域を届出の対象とするものとする。</p> <p>イ 地方公共団体の管理する墓地公園と火葬場を造る場合、火葬場は墓地の付属物と見なされ、届出の対象とはならないものとする。</p>
<p>⑮ 届出をした後、相当期間を経て着手する場合 ・条例第 31 条第 1 項</p>	<p>計画に変更がなければ、改めて届出の必要はないものとする。</p>
<p>⑯ 一時的な伐開 ・条例第 31 条第 1 項</p>	<p>開発行為を行うため、その区域に隣接する森林を切り開き、一時的に資材置場にし、開発行為終了後、森林に戻す場合、この資材置場は届出の対象とならないものとする。</p>
<p>⑰ 自然環境保全調査の要否に係る農地の取扱い ・規則第 29 条第 4 号 ・要領第 48</p>	<p>規則第 29 条第 4 号で知事が別に定める全体行為面積から除くその他の土地は、宅地のほか造成等により土地の形質が既に変更され、明らかに調査を必要としない土地と定められ、全体行為面積から除くその他の土地に農地は含まないものとされている。</p> <p>これは、農地は、生態系ネットワークの形成や希少種保護などの観点から重要な地域であることから除くことができないこととしたものであり、農地の他、公園等であっても、こうした観点から重要な地域である場合、除くことができないものとする。</p> <p>なお、農地や公園等であっても、土地利用状況などから、明らかに調査を必要としないと考えられる土地である場合は除くことができるものとする。</p>
<p>⑱ 再開発に緑地が含まれる場合 ・規則第 28 条</p>	<p>既存の宅地等を再開発する場合、その行為に係る全体行為面積に 1 ヘクタールを超える緑地や農地が含まれる場合は、届出の対象となる。</p>

(2) 緑地の確保について

項目及び関係条項	解釈及び留意事項
<p>① 緑地の確保</p>	<p>回復緑地の植栽に当たっては、「自然環境の保全と再生のガイドライン」（生態系ネットワークチェックリスト）を活用し、資料や現地踏査により、事業区域及びその周辺の植生や生態系ネットワーク上の位置づけを把握し、地域の生態系に配慮した緑地の配置や在来種による植栽等を可能な限り行うものとする。</p> <p>併せて、大規模行為届出書の提出時に「生態系ネットワークチェックリスト」を提出するものとする。</p>
<p>② 法面と緑地 ・要領第 46(6)</p>	<p>道路等の工作物を保護する法面は、緑地とみなさないこととされているが、概ね 25 度以下のゆるい勾配をもち、かつ、全面に樹木の植栽を行って、緑地としての機能を十分果たす場合は緑地とみなすことができるものとする。</p>
<p>③ 生産緑地 ・要領第 46(6)</p>	<p>生産緑地は、最高 30 年間は担保されるが、それ以降は担保されないため、緑地とみなさないものとする。</p> <p>ただし、生産緑地の跡地に公園等の緑地を作る場合は、その面積は緑地とみなすことができるものとする。</p> <p>なお、この場合は、確約書等を添付するものとする。</p>
<p>④ 分譲住宅地内の緑地 ・要領第 46(6)</p>	<p>分譲住宅地の造成で、分譲される敷地内に設けた植栽は、緑地協定など特段の担保がない限り緑地とみなさない。</p>

<p>⑤河川敷と緑地 ・要領第 46(6) ・基準 別表第 3 備考 7</p>	<p>Aの所に芝を植栽した場合、Aの傾斜がほぼ平らの場合は緑地と認めるものとする。ただし、芝の植栽にあつては1区画の面積が50㎡以上全面芝生地とする。</p> 
<p>⑥地下施設上の緑地 ・要領第 46(8)</p>	<p>地下にし尿浄化槽等の施設を設けた場合でも、その上部の緑地は回復緑地とすることができるものとする。</p>
<p>⑦行為地が市街化区域とその他にまたがる場合の緑地率 ・基準 別表第 3</p>	<p>全体計画では、両区域にまたがるが、開発区域は市街化区域のみの場合、緑地率は緑地の確保に関する基準のうち、市街化区域の基準によることができるものとする。</p>
<p>⑧学校・駐車場等の緑地率 ・基準 別表第 3</p>	<p>学校・駐車場・市場・し尿等処理場の緑地率は、緑地の確保に関する基準の事業所等用地の緑地率を適用するものとする。 なお、学校の運動場のように、主たる施設に付属して緑地率の異なる施設が設けられる場合は、主たる施設の緑地率を適用し、また、開発の目的及び面積からみて明らかに二つ以上の目的で開発される場合は、それぞれの施設に対応する緑地率を適用するものとする。 工場に駐車場を設置する場合についても、同様に工場用地の緑地率を適用する。</p>
<p>⑨グラウンドの芝張り植栽 ・基準 別表第 3</p>	<p>緑地は公園を除き、原則として他の利用に付さない部分とするものとし、競技・練習(用)の場所となりうる学校・陸上競技場・ゴルフ練習場等のグラウンド内の芝張り植栽部分は緑地とみなさないものとする。</p>
<p>⑩土地区画整理事業区域内の緑地 ・基準 別表第 3</p>	<p>ア 区域の中に山林がある場合は、要領に定める緑地面積のうち5分の2以上を保全緑地とするものとする。 イ 区域内の社寺林等は、保全緑地とみなすことができるものとする。 ただし、社寺殿、社務所等の建物及び参道等の林地以外の部分は緑地面積から除外するものとする。 ウ 区域の緑地面積計算において、計算式中に示されている既存宅地については、要領では面積について、実測面積とされており、土地利用形態についても現況が宅地である場所を既存宅地とするのが適当であり、必ずしも公簿上の地目と一致しなくても差し支えないものとする。 エ 区画整理事業で住宅地以外を造成する場合は、その部分ごとにその行為の区分に応じた「緑地の確保に関する基準」とする。</p>
<p>⑪太陽光発電施設の緑地率 ・要領 別表第 3</p>	<p>太陽光発電施設の緑地率は、「緑地の確保に関する基準」の工場用地の緑地率を適用する。</p>

<p>⑫ 保全緑地に接した回復緑地</p> <p>・基準 別表第3 備考7</p>	<p>公園等の周囲を植栽すれば、その中の土地を含めて回復緑地とするものとされているが、当該地が保全緑地に接している場合は、その部分の植栽は必要ないものとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <tr><td style="text-align: center;">保 全 緑 地</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">公園等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">植 栽</td></tr> </table> <p>網掛部分を回復緑地とする。</p> </div>	保 全 緑 地	公園等	植 栽
保 全 緑 地				
公園等				
植 栽				
<p>⑬ 人工池・人工川等の周囲の回復緑地</p> <p>・基準 別表第3 備考7</p>	<p>通常、人工池・人工川等には法面を設ける場合が多く、植栽は法肩部分に行われる。この場合、法肩での植栽が幅1.5m以上であれば、水面+法面+植栽帯を緑地面積として計上するものとする。</p> <p>水面は常時存在すること。また、法面と法肩の間に管理用道路等があってはならない。</p> 			
<p>⑭ 10㎡当たりの植栽本数基準</p> <p>・基準 別表第3 備考7</p>	<p>植栽本数基準を行為地一括で適用すると、各部分での植栽本数が偏るおそれがあり、緑地の確保上、適当でない。</p> <p>従って、各部分ごとに植栽基準を適用するものとする。</p> <p>また、植栽計画書は各部分ごとに記載するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【全体で植栽基準を適用すると不適当な例（網掛部分）】</p> <p>例) ○○住宅団地造成事業</p> <p style="text-align: right;">行為地</p>  </div>			
<p>⑮ 芝張りの工法</p> <p>・基準 別表第3 備考7</p>	<p>播き芝、張り芝のいずれでも差し支えないものとする。</p>			

<p>⑩工場用地の緑地率 ・基準 別表第3</p> <p>《参考》 自然環境の保全と再生の ガイドライン</p>	<p>1. 地域未来投資促進法、総合特別区域法に基づき市町村が条例で工場立地法の緑地面積の基準を緩和した場合 地域未来投資促進法、総合特別区域法に基づく基本計画等に係る自然環境課と産業立地通商課等との生態系の保全の見地からの協議により、大規模行為届出制度の緑地率の特例が認められた場合であって、市町村が地域未来投資促進法第9条第1項又は総合特別区域法第23条第1項に基づく工場立地法の特例措置に関する条例で緑地面積の基準を緩和した場合は、当該緑地率によるものとする。</p> <p>2. 工場立地法第4条の二に基づく地域準則条例により市町村が緑地面積の基準を緩和した場合 工場立地法第4条の二に基づく地域準則条例により緑地面積の基準が緩和された地域における大規模行為については、生態系の保全の見地から自然環境課と事業者の事前協議による緑地率とするものとする。</p> <p>3. 国家戦略特別区域法第20条の二に基づき市町村が条例で工場立地法の緑地面積の基準を緩和した場合 国家戦略特別区域法第20条の二に基づく地域準則条例により緑地面積の基準が緩和された地域における大規模行為については、生態系の保全の見地から自然環境課と事業者の事前協議による緑地率とするものとする。</p>
<p>⑪樹種の選定 ・基準 別表第3 備考7</p>	<p>樹種の選定にあたっては、行為地の周辺の自然環境に配慮した樹種の選定に努めること。</p>
<p>⑫行為が長期にわたる場合の植栽 ・基準 別表第3</p>	<p>行為が長期にわたる場合は植栽が可能な区域から順次植栽に努めること。</p>
<p>⑬公園、空地等の周囲 ・基準 別表第3 備考7</p>	<p>公園、空地等は、不特定の人が利用できる場所とする。</p>
<p>⑭緑地の防草 ・基準 別表第3 備考7</p>	<p>植栽帯に、コンクリートや防草シート、砕石などで覆い防草する場合や、上部に工作物等を設置する場合は、覆われた面積は緑地と認められない。</p>

(3) その他

項目及び関係条項	解釈及び留意事項
<p>①届出をした日 ・条例第31条第3項 ・要領第55</p>	<p>条例第31条第3項に規定する届出をした日とは、県が受理をした日をいうものとする。</p>
<p>②増設等による開発行為 ・要領第45(2)</p>	<p>この制度の対象となった開発行為の終了後さらに工場の拡張等により1haを超える開発行為を隣接して行う場合はその部分について届出をするものとし、この場合、既設部分の緑地の変更を伴うときは、新規の届出に際して、既設部分を合わせた全体についても必要な緑地率を確保するものとする。</p>
<p>③届出書の提出時期 ・要領第46(14)</p>	<p>要領第46(14)に定める「他の手続に先がけて提出するものとする。」については「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」による協議のされた行為については適用しないものとする。</p>
<p>④完了検査 ・要領第66 ・要領第71</p>	<p>届出に係る完了検査については、届出の履行確保のため完了届に添付された写真により確認するか、又は、現地で確認するものとする。 なお、写真の添付に際し、計画平面図等に撮影位置を明示するとともに、緑地を確保したことが分かる写真を添付する。 また、要領第66に示された監察を要するものについては、要領第3章第6節「監察に関する処理」によるものとする。</p>

<届出書の提出・問い合わせ先>

事務所等	住所	電話番号（代表）	所管地域
愛知県 環境局環境政策部 自然環境課	名古屋市中区 三の丸 3-1-2	052-961-2111	名古屋市
東三河総局 県民環境部環境保全課	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 田原市
新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市字石名号 20-1	0536-23-2111	新城市、北設楽郡
尾張県民事務所 環境保全課	名古屋市中区 三の丸 2-6-1	052-961-7211	一宮市、瀬戸市、春日井市、 犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、尾張旭市、岩倉市、 豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、 愛知郡、西春日井郡、 丹羽郡
海部県民事務所 環境保全課	津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、海部郡
知多県民事務所 環境保全課	半田市出口町 1-36	0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、知多郡
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市明大寺本 町 1-4	0564-23-1211	岡崎市、碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、知立市、 高浜市、額田郡
豊田加茂 環境保全課	豊田市元城町 4-45	0565-32-7494	豊田市、みよし市

**「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく
大規模行為届出の手引**

令和6年3月

愛知県環境局環境政策部自然環境課
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 (052) 954-6475